

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 第 1 2 回特定個人情報保護評価専門部会			
事務局 (担当課)		総務局総務部情報公開課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)			
開催日時		平成 3 0 年 2 月 9 日 (金) 午前 9 時 3 0 分 ~ 午前 1 0 時 3 7 分			
開催場所		相模原市役所 本館 2 階 第 1 特別会議室			
出席者	委員	3 人 (別紙のとおり)			
	その他	7 人 (市民税課長、同担当課長、同総括副主幹、同副主幹、同主事、 資産税課主任、税制課主査)			
	事務局	2 人 (情報公開課担当課長、同主査)			
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数
公開不可・一部不可の場合は、その理由		審議内容が相模原市情報公開条例第 7 条第 5 号に該当することから、 相模原市審議会等公開基準第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、非公開。			
会議次第		<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 諮問事案に係る調査審議について <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税事務に関する特定個人情報保護評価 (再評価) について</li> </ul> </li> <li>2 その他</li> </ol>			

# 審 議 経 過

## 議 題

### 1 諮問事案に係る調査審議について

地方税事務に関する特定個人情報保護評価（再評価）について調査審議を行った。

主な意見については、次のとおり。

- ・ 今後、委託先はパソコンで課税対象者の保有個人情報を確認することだが、リスクを考えると、現在と同じように紙媒体を使用した方が安全である。ただし、行政事務の効率化の観点で IT 化は必要であり、IT 化に伴うリスク対策を施した上で、実施が必要である。リスク対策としては、PDF データの非開示情報部分にマスキングをする。あるいは、厳密な運用ルール、委託先との契約事項に明文化するなどの運用的対策が有効である。
- ・ 具体的には、委託先の職員が取扱区域内に電子機器等を持ち込ませない、メモも持ち出させない等の安全管理措置をルール化し、リスク対策として契約書や評価書の中に明記すべきである。また、私用の電子機器等の持ち込み禁止を職場内に掲示をして周知するべきである。
- ・ 長期的には電子媒体へのマスキングなどのシステムの仕組みを作ることが重要である。
- ・ 一部修正は必要であるが、特定個人情報保護評価書は概ね妥当である。なお、運用における安全管理措置の適正化が必要であり、評価書のリスク対策項目に明確に措置を明記するべきである。

### 2 その他

特に無し

以 上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会  
特定個人情報保護評価専門部会 出席者名簿  
(平成30年2月9日開催)

	氏 名	所 属 等	出欠席	備 考
1	瀬戸 洋一	産業技術大学院大学情報アーキテクチャ専攻 教授	出席	部会長
2	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部准教授	出席	副部会長
3	白澤 章子	弁護士	出席	

任期は平成31年6月30日まで